

## 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の概要

## 第1 文化芸術振興の基本理念

## 1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠  
→何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」  
→持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの

国の政策の根幹に据え、  
今こそ「文化芸術立国」を目指す

## 2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

## ①成熟社会における成長の源泉

- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

## ②文化芸術振興の波及力

- 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

## ③社会を挙げての文化芸術振興

- 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

## 第2 文化芸術振興に関する重点施策

## 1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

## 戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

- 文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- 諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
- 地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
- 劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
- 美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
- 民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
- 国立文化施設の機能充実及び運営見直し

戦略2 文化芸術を創造し、  
支える人材の充実

- 若手をはじめ芸術家の育成支援
- 文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実
- 文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実

戦略3 子どもや若者を対象とした  
文化芸術振興策の充実

- 芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

## 戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

- 計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- 積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
- 文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
- アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用

戦略5 文化芸術の地域振興、  
観光・産業振興等への活用

- 有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用
- 新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
- 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

## 戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

- 海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- 中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
- 文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実
- 文化財分野の国際協力の充実
- 東アジアにおける国際文化交流の推進

## 2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- 横断的かつ総合的な施策の実施
  - 重点戦略相互の施策を横断的に実施
  - 関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施
- 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

## 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章(第8条以下)の各条に沿って基本的施策を列挙

## 文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第3次基本方針)の概要

文化芸術振興基本法に基づく、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針。文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第2次基本方針を見直し、今後おおむね5年間(平成23年度～平成27年度)を見通して策定するもの。

### 第1 文化芸術振興の基本理念

#### 1. 文化芸術振興の意義

- 文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの。何物にも代え難い心のよりどころ(誇りやアイデンティティを形成)であって、国民全体の社会的財産。
- 文化芸術は、創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」であって、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの。
- 心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

#### 2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

##### (1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

- 民間と行政の役割分担の見直し、地方分権の推進、民間による多様な取組の広がり。
- 地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足。昨今の経済情勢や財政状況、指定管理者制度の導入等の影響により、文化芸術を支える基盤の脆弱化に危機感。
- グローバル化の進展に伴う、相互交流の促進と文化的アイデンティティ・多様性の問題。東アジアにおける交流深化への期待と我が国の国際的地位の相対的低下への懸念。
- 情報通信技術の発展・普及に伴う、利便性の向上と新たな社会的課題の惹起。

##### (2)基本的視点

###### ①成熟社会における成長の源泉

- 「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移し、国民生活の質的向上を追求するためにも人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が必要。
- 文化芸術は、その性質上、公的支援を必要とし、同時に社会的便益(外部性)を有する公共財であり、社会包摂の機能をもつ。
- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す。
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起し、社会関係資本を増大する観点から、公共政策としての位置付けを明確化。
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要。

## ②文化芸術振興の波及力

- 文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術の振興が必要。
- 雇用増大・地域活性化を図る観点、我が国の文化的存在感を高める観点も踏まえ、自国の強みを活かした施策の戦略的展開が必要。

## ③社会を挙げての文化芸術振興

- 地方公共団体には、地域の実情を踏まえた特色ある文化芸術振興の主たる役割。
- 民間による自発的支援は不可欠。「新しい公共」の担い手としても自立的活動に期待。
- 国では、大局的観点から展望を示すこと、国力の増進と文化芸術活動の基盤・諸条件の整備が主要な役割。地方や民間の取組への支援、地域間格差の是正努力も必要。
- 選択と集中の観点も踏まえ、厳しい財政事情にも照らして重点化・効率化を図りつつ、法制・財政・税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要。
- 個人、企業、民間団体、地方公共団体、国など各主体が、各々の役割を明確化しつつ相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要。

## 第2 文化芸術振興に関する重点施策

### 1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に推進。

#### 重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等新たな支援の仕組みを導入
- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入、早急に必要な調査研究、及び可能なところから試行的取組を実施
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を充実
- ◆ 劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討
- ◆ 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入
- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用促進のためのインセンティブ設計を通じ、民間による支援活動を促進、NPO等「新しい公共」による活動を支援
- ◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能充実、より柔軟・効果的な運営の仕組みを整備

#### 重点戦略2:文化芸術を創造し、支える人材の充実

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会等の充実、顕彰制度の拡充等、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実

- ◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実

#### 重点戦略3:子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ◆ 多彩な優れた芸術の鑑賞機会, 伝統文化や文化財に親しむ機会を充実
- ◆ コミュニケーション教育をはじめ, 学校における芸術教育を充実

#### 重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆ 計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆ 文化財の積極的な公開・活用により, 国民が文化財に親しむ機会を充実
- ◆ 文化財の総合的な保存・活用, 登録制度等の活用により, 文化財保護の裾野を拡大
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け, 可能な分野から作品・資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録の整備, 積極的活用

#### 重点戦略5:文化芸術の地域振興, 観光・産業振興等への活用

- ◆ 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を地域振興, 観光・産業振興等に活用
- ◆ 文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援, 各地域における芸術祭, アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握, 振興方策を検討

#### 重点戦略6:文化発信・国際文化交流の充実

- ◆ 舞台芸術, 美術工芸品等の海外公演・出展, 国際共同制作等への支援を充実
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加, 特色ある国際文化交流の取組を戦略的に支援, メディア芸術祭は世界的フェスティバルとして一層充実
- ◆ 文化発信・交流の拠点として美術館, 博物館や大学の活動・内容を充実
- ◆ 海外の文化遺産保護等, 文化財分野における国際協力を充実
- ◆ 東アジア芸術創造都市(仮称)や大学間交流等, 東アジアにおける国際文化交流を推進

### 2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

#### (1)横断的かつ総合的な施策の実施

- 個別施策の企画立案段階から重点戦略相互の関連性に留意, 施策を横断的に実施。
- 領域横断的な施策の実施のため, 関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに, 関係機関・団体等との協力を促進し, 国家戦略として施策を総合的に推進。

#### (2)計画, 実行, 検証, 改善(PDCA)サイクルの確立等

- 重点戦略に係るPDCAサイクルを確立し, 不断の改善を図る必要。文化審議会において, 施策の進捗状況を年度ごとに点検し, 併せて有効な評価手法を確立。

### 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

#### 1. 文化芸術各分野の振興

##### (1) 芸術の振興

▶新たな支援の仕組みを導入し、世界に誇れる文化芸術の創造を支援 ▶文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入、早急に必要な調査研究、及び可能などころから試行的取組を実施 ▶トップレベルの団体と劇場、音楽堂等の拠点が連携した取組等への支援 ▶芸術作品の鑑賞機会、芸術祭等の充実 ▶芸術文化振興基金による助成事業等 ▶新国立劇場における公演の充実

##### (2) メディア芸術の振興

▶メディア芸術祭の一層の充実、関連イベントとの連携推進、諸外国への発信 ▶メディア芸術作品・関連資料等のデータベース整備・デジタルアーカイブ化等を推進 ▶大学や製作現場等と連携し、若手クリエイターに専門的研修や作品発表の場を提供 ▶日本映画・映像作品の製作環境の整備、国内外への発信や人材育成、国際共同製作への支援、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける作品の収集・保管の推進

##### (3) 伝統芸能の継承及び発展

▶歴史的・文化的価値の理解・普及、公演等への支援 ▶伝統芸能の鑑賞機会を提供、古典の伝承と活性化 ▶伝承者養成への支援、伝統的技術の後継者育成、原材料確保

##### (4) 芸能の振興

▶創造活動、人材育成、普及活動に対する重点的支援等 ▶芸能の鑑賞機会を提供

##### (5) 生活文化、国民娯楽、出版物等の普及

▶衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興、国民娯楽に関する活動推進 ▶出版物、レコード等の普及、国民が身近に親しめる環境整備

##### (6) 文化財等の保存及び活用

▶文化財の公開・活用を積極的に推進 ▶歴史文化基本構想の策定支援等、地域の文化財の総合的な保存・活用、文化財と周辺環境の一体的な保存・活用 ▶文化財登録制度を活用し文化財保護の裾野を拡大 ▶有形文化財の維持管理、修理の充実、防災・防犯対策への支援充実等 ▶無形文化財の伝承者確保・養成、伝統的技術の継承 ▶古墳壁画の保存・活用 ▶文化財保存技術の保存・継承 ▶世界遺産への登録推薦 等

#### 2. 地域における文化芸術振興

▶多彩な文化芸術の鑑賞機会の充実、地域における創造活動等の支援、地域住民の文化芸術活動への参加促進 ▶地域の特色ある文化芸術活動を推進、担い手を育成 ▶関係機関の連携による地域文化の振興、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用して地域活性化を図る取組を促進 ▶伝統行事等の継承・発展、文化的景観の保護 ▶アイヌ文化の振興

#### 3. 国際交流等の推進

▶海外公演や海外展、国際共同制作への支援充実等 ▶中核的国際芸術フェスティバルへ

の支援, 特色ある国際文化交流の取組, 国際会議の日本開催を支援 ▶東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を推進 ▶文化人・芸術家等の相互交流・連携, 国際的ネットワークの形成 ▶青少年の国際文化交流等の推進 ▶メディア芸術の情報拠点構築, 海外発信 ▶日本文学作品の翻訳・普及, 日本文化の総合的な情報発信 ▶文化遺産国際協力の推進 ▶アジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力

#### 4. 芸術家等の養成及び確保等

▶新進芸術家等の海外留学, 研修事業, 活動成果の発表機会等の充実 ▶幅広い人材の養成・確保, 研修充実による文化芸術活動を担う人材の育成 ▶関係機関の連携による計画的・系統的な人材育成 ▶文化芸術に係る教育・研究の充実 ▶芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備, 社会的・経済的・文化的地位の向上

#### 5. 国語の正しい理解

▶国語に関する調査の定期的実施, 国語に対する意識の向上と国語力の育成 ▶改定常用漢字表等の普及 ▶敬語に関する具体的な指針の普及 ▶消滅の危機にある言語・方言の実態把握と調査研究 ▶学校教育の一層の充実 ▶子どもの自主的な読書活動の推進 ▶豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境の整備 等

#### 6. 日本語教育の普及及び充実

▶対象者の拡大に対応した日本語教育の充実 ▶地域の実情に応じた日本語教室の開設, 日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成・研修等 ▶日本語教員等の海外派遣・招聘研修の推進, 情報通信技術を活用した日本語教材等の提供

#### 7. 著作権等の保護及び利用

▶デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題について総合的な検討, 法制度の整備・運用, 調査研究の実施, 著作物の流通促進のためのシステム構築等 ▶著作権に関する知識と意識の普及 ▶著作物等の海賊版の流通の防止・撲滅

#### 8. 国民の文化芸術活動の充実

##### (1) 国民の鑑賞等の機会の充実

▶文化芸術の公演・展示等への支援 ▶展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の導入等 ▶国民文化祭をはじめ, 文化芸術に対する国民の関心喚起・参加促進する機会の充実 ▶文化ボランティア活動の活発化のための情報提供, 相互交流の推進等

##### (2) 高齢者, 障害者等の文化芸術活動の充実

▶施設のバリアフリー化, 字幕・音声案内サービス, 託児サービスの促進等, 対象者のニーズに応じた工夫や配慮等を促進 ▶関係団体等の取組支援

##### (3) 青少年の文化芸術活動の充実

▶多彩な優れた芸術の鑑賞機会, 伝統文化や文化財に親しむ機会を充実 ▶青少年を対象とした公演等への支援, 文化芸術活動の機会の充実 ▶指導者の養成・確保 ▶学校等と連携した地域の美術館, 博物館における教育普及活動の充実

#### (4) 学校教育における文化芸術活動の充実

▶体験学習など教育の充実, 鑑賞機会の充実 ▶教員の資質向上, 地域の芸術家等が教員と協力して指導を行う取組の促進 ▶伝統的な音楽に関する教育の適切な実施 等

### 9. 文化芸術拠点の充実等

#### (1) 劇場, 音楽堂等の充実

▶地域の核となる劇場, 音楽堂等の文化芸術活動を支援 ▶劇場, 音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討 ▶国立劇場, 新国立劇場等の活動の推進 ▶地域の劇場, 音楽堂等の創造活動, 芸術家等の配置・研修等への支援, 情報提供等の充実 等

#### (2) 美術館, 博物館, 図書館等の充実

▶企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底等 ▶学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実 ▶指定管理者制度の導入に関するガイドラインの作成等 ▶登録美術品制度の活用 ▶所蔵品の目録の整備, 書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進 ▶国立美術館, 国立博物館等の各機能の充実 ▶図書館が地域を支える情報拠点となるよう充実方策の提示等の支援 ▶司書等の資質向上を図る研修等の充実 ▶博物館・図書館・公文書館(MLA)等の連携促進

#### (3) 地域における文化芸術活動の場の充実

▶社会教育施設, 学校施設等の利用の促進 等

#### (4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮

▶周囲の環境や景観, 歴史, 文化等と調和した施設の整備・保全

### 10. その他の基盤の整備等

#### (1) 情報通信技術の活用の推進

▶多様な文化芸術, 映画・映像, 文化財等の情報のネットワーク化・アーカイブ化等 ▶科学技術の活用等を通じた取組の推進 等

#### (2) 地方公共団体・民間の団体等への情報提供等

▶各種の情報・資料の収集・保存(アーカイブの構築), 活用方法の検討等 ▶相談, 助言等の窓口機能の整備 等

#### (3) 民間の支援活動の活性化等

▶寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用 等

#### (4) 関係機関等の連携等

▶関係府省間の連携・協働, 関係機関等が役割を明確化, 相互の連携強化, 協力促進

#### (5) 顕彰

▶積極的な顕彰

#### (6) 政策形成への民意の反映等

▶国民の意見を十分考慮した上での政策形成 ▶各地域における情報・意見の交換を行う場の設定 ▶基礎的データの収集, 各種調査研究の充実 ▶適切な評価方法の確立